

トピックス

「育児休業給付金に係る被保険者期間要件の運用の合理化について」

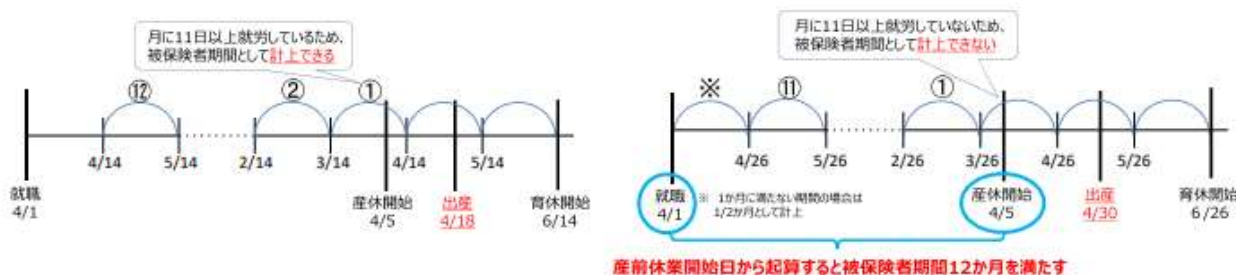
令和3年育児介護休業法及び雇用保険法の改正に伴う、雇用保険法施行規則の改正に伴い、令和3年9月1日以降開始する育児休業について、育児休業給付におけるみなし被保険者期間の計算方法の特例が開始されます。

これにより、現行制度では子の出生日によっては不合理に要件非該当となるケースが発生していた育児休業給付の支給要件（育児休業開始前2年間に12か月以上の被保険者期間※が必要）※1か月に11日以上賃金支払基礎日数が必要に特例が適用され、出生のタイミングによる育児休業給付金が受けられない事態は救済されることとなります。

育児休業給付に係る被保険者期間要件の運用の合理化

改正内容	(参考) 現行制度
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者期間に係る要件を満たさないケースであっても、産前休業開始日等の前2年間に12か月以上の被保険者期間がある場合には、育児休業給付の支給に係る被保険者期間要件を満たすものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業給付の支給要件として、育児休業開始前2年間に12か月以上の被保険者期間※を必要としている。 ※1か月に11日以上賃金支払基礎日数(就労日数)が必要 一方、全く同様の働き方をしているも、育児休業開始日(出産日)によって、この要件を満たさないケースが存在。(下表ケース2)

	ケース1	ケース2
就職	H30年4月1日	
産前休業	H31年4月5日～	
出産日	H31年4月18日	H31年4月30日
産後休業	～R1年6月13日	～R1年6月25日
育児休業	R1年6月14日～	R1年6月26日～
	被保険者期間12か月を 満たす	被保険者期間12か月を 満たさない



「R2年度の男性育休取得率は12.65%」

厚生労働省が公表した令和2年度の雇用均等基本調査の結果では、育児休業の取得率について

女性：81.6% 男性：12.65%

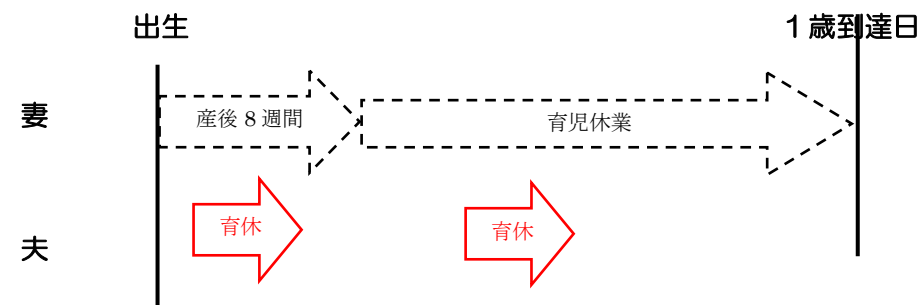
と男性は初の10%台となり、男性の育児休業取得が促進されていることが分かります。ただし、男性の育児休業の期間は5日未満の割合が28.33%となっており、長期的な取得には課題が残っています。令和4年には出生時育児休業がスタートするため、男性が気軽に育児休業の取得できる環境になっていくことが期待されます。



「男性の育児休業制度の特徴」



育児休業は、子が1歳に達するまでの間、会社に申し出ることにより取得できます。育児休業は原則として1子につき、1回限り（双子以上の場合も1子とみなす）ですが、**男性に限り、妻の産休中に育児休業を取得した場合、その後、2度目の育児休業が取得できます！**



また、妻が専業主婦でも育児休業は取得できます。

Q & A

- Q：育児休業のために1週間休みを取得しようと思いますが、有給休暇で休んでもよいのか？
- A：育児休業には有給休暇は使えません。

行政通達「育児休業をした日の取扱い」(平成3.12.20基発712号)

年次有給休暇は、労働義務のある日についてのみ請求できるものであるから、育児休業申出後は、育児休業期間中の日について年次有給休暇を請求する余地はない。また、育児休業申出前に育児休業期間中の日について時季指定や労使協定に基づく計画付与が行われた場合には、当該日には年次有給休暇を取得したものと解され、当該日に係る賃金支払日については、使用者に所要の賃金支払の義務が生じるものであること。

育児休業規程でも、育児休業を希望する場合は、休業開始予定日の1か月前までに会社に申し出るようになっていると思いますが、申し出を行ったと同時に申し出た期間は労働義務はなくなりますから年次有給休暇は使用できないということになります。

ただし、育児休業中は雇用保険より育児休業給付金が受けられます(要件あり)。

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104

E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

